

○農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を定める件

(制定…平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十九号)

(改正…平成三十一年三月二十日農林水産省告示第五百三十五号)

(改正…令和二年七月一日農林水産省告示第千二百四十六号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十四条第二項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を次のように定める。

農業保険法施行規則第七十四条第二項第五号の農林水産大臣が指定する届出伝染病は、次に掲げるものとする。

一 ニパウイルス感染症

二 豚テシオウイルス性脳脊髄炎

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則

この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。